

山口県報

平成24年
6月19日
(火曜日)

目 次

告示	一
土地改良事業施行の認可（農村整備課）	一
小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可の申請期間（水産振興課）	一
道路の区域の変更（道路整備課）	一
道路の位置の指定（建築指導課）	一
山口県収入証紙の売りさばき人の指定に関する告示の一部改正（会計課）	二
公告	二
特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請（五件）（県民生活課）	二
契約の締結（技術管理課）	四
選管告示	四
個人演説会等を開催することができる施設	四
直接請求に必要な有権者の数	四
公安委公告	四
一般競争入札の実施	五

山口県告示第二百六十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定に基づき、新規土地改良事業の施行を次のとおり認可した。

平成二十四年六月十九日

山口県知事 二井 関 成



土地改良区の名称 柳井市土地改良区
施行地区 小路の池地区
事業の種類 ため池の整備
認可年月日 平成二四、六、一一

山口県告示第二百六十三号

山口県漁業調整規則（昭和四十二年山口県規則第十一号）第八条第二項（同規則第二十一條第三項において準用する場合を含む。）の規定により、小型機船底びき網漁業につき、漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定めた。

平成二十四年六月十九日

山口県知事 二井 関 成

一 対象船舶

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第一百条第二項に規定する瀬戸内海以外の海面を操業区域とする船舶（漁業法第六十六条第二項に規定する小型機船底びき網漁業のうち、小型機船底びき網漁業取締規則（昭和二十七年農林省令第六号）第一条第一項第一号に規定する手繰第一種漁業に使用する船舶に限る。）

二 申請期間

平成二十四年七月三日から同月十三日まで

山口県告示第二百六十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十四年六月十九日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十四年六月十九日

山口県知事 二井 関 成

道路の種類 一般国道
路線名 四三七号
道路の区域

区 間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考

大島郡周防大島町大字土居字未国一三九一の一地从先	
新	旧
最狭 一四・〇〇	最狭 二四・〇〇
四・九	四・九

道路の種類 県道
路 線 名 大島環状線
道路の区域

大島郡周防大島町大字土居字未国一三九一の一地从先	
新	旧
最狭 一四・〇〇	最狭 二四・〇〇
四・九	四・九

道路の種類 県道
路 線 名 下関港垢田線
道路の区域

下関市幡生宮の下町四七三の一地从先から 同市 同町五四六の一地从先まで	
新	旧
最狭 二一・八・九	最狭 二二・一・五
二九・〇	二九・〇

山口県告示第二百六十五号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。
その関係図面は、周南土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。
平成二十四年六月十九日

山口県知事 二井 関 成

地名及び番地 下松市望町四丁目五七四の四三、五七四の四四、一三三二の一及び五七四の一二地从先	幅 (メートル) 四・〇~五・〇	延 (メートル) 七二・〇	道路の敷地となる土地の面積 (平方メートル) 三三三・九五
---	------------------------	---------------------	-------------------------------------

山口県告示第二百六十六号

山口県収入証紙の売りさばき人の指定に関する告示(昭和四十一年山口県告示第四百六十六号)の一部を次のように改正する。
平成二十四年六月十九日

山口県知事 二井 関 成

一の表中
「[〃]大字妻崎
開作八七二の一」を「[〃]大字妻崎
開作二〇二五の三」に改める。



(二六八) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。
変更後の定款は、平成二十四年七月二十四日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県下関県民局において公衆の縦覧に供します。
平成二十四年六月十九日

山口県知事 二井 関 成

- 一 申請のあった年月日
平成二十四年五月二十四日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名称 特定非営利活動法人ケアマネジメント・オフィスいそぶ
代表者の氏名 磯部 信子

主たる事務所の所在地 下関市汐入町四三番三号

(二六九) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書は、平成二十四年七月二十五日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県下関県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年六月十九日

山口県知事 二井 関成

一 申請のあった年月日

平成二十四年五月二十五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称 特定非営利活動法人下関深坂さくら友の会

代表者の氏名 福富 征男

主たる事務所の所在地 下関市安岡町一丁目八番三号

(二七〇) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款は、平成二十四年七月三十日までの間、山口県環境生活部県民生活課において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年六月十九日

山口県知事 二井 関成

一 申請のあった年月日

平成二十四年五月二十八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称 特定非営利活動法人山口せわやきネットワーク

代表者の氏名 児玉 頼幸

主たる事務所の所在地 山口市嘉川一八三九番地の二三

(二七一) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款は、平成二十四年七月三十日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県周南県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年六月十九日

山口県知事 二井 関成

一 申請のあった年月日

平成二十四年五月三十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称 特定非営利活動法人周南のぞみ会

代表者の氏名 小坂 玲子

主たる事務所の所在地 周南市岡田町二番三号

(二七二) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款は、平成二十四年七月三十一日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県周南県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年六月十九日

山口県知事 二井 関成

一 申請のあった年月日

平成二十四年五月三十一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称 特定非営利活動法人周南視覚障害者図書館

代表者の氏名 田中 正臣

主たる事務所の所在地 周南市速玉町三番一七号

(二七三) 契約の締結

次のとおり随意契約の方法により契約を締結しました。

平成二十四年六月十九日

山口県知事 二井 関成

- 一 事務を担当する課の名称及び所在地
土木建築部技術管理課 山口市滝町一番一号
- 二 契約に係る物品等の名称及び数量
土木事業管理システム用機器 一式
- 三 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日
平成二十四年五月二十一日
- 五 契約の相手方の名称及びその主たる事務所の所在地
日立キャピタル株式会社 東京都港区西新橋二丁目一五番二二号
- 六 契約金額
一億五百七十八万千七百七十六円
- 七 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第十条第一項第二号に該当するため
- 八 契約担当者
山口県知事 二井 関成

山口県選挙管理委員会告示第三十九号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百六十一条第三号の規定により市町の選挙管理委員会が指定した個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設は、次のとおりである。

平成二十四年六月十九日

山口県選挙管理委員会委員長 上符 正顕

名 称 所 在 地 指 定 年 月 日

下松市市民交流拠点施設 下松市大手町二丁目三番一号 平成二四、六、六
「ほしらんどくたまつ」

山口県選挙管理委員会告示第四十号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次の表のとおりである。

平成二十四年六月十九日

山口県選挙管理委員会委員長 上符 正顕

直接請求の種類	根拠規定	必要な有権者の数
県条例の制定又は改廃の請求	地方自治法第七十四条第一項	二、三、九八八
県の事務の執行に関する監査の請求	地方自治法第七十五条第一項	二、六、五六一
県議会の解散の請求	地方自治法第七十六条第一項	二、六、五六一
県議会の議員の解職の請求	地方自治法第八十条第一項	大島郡選挙区 九、五三 熊毛郡選挙区 七、七九 下関市選挙区 四、七三 宇部市選挙区 五、四七 山口市選挙区 一、五二 萩市阿武郡選挙区 三、二六 防府市選挙区 一、二七 下松市選挙区 一、一五 岩国市選挙区 四、一七 光市選挙区 一、四一 柳井市選挙区 一、〇九 美祢市選挙区 一、七九 周南市選挙区 一、八七 山陽小野田市選挙区 一、七三
知事の解職の請求	地方自治法第八十一条第一項	二、六、五六一
副知事並びに県の選挙管理委員、監査委員及び公安委員会の	地方自治法第八十六条第一項	二、六、五六一

委員の解職の請求	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八條第一項
委員の解職の請求	委員の解職の請求



公告

一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

平成二十四年六月十九日

山口県知事 二井 関 成

一 入札に付する事項

次に掲げる物品等の借入れ

(一) 物品等の名称及び数量

汎用電子計算機 一式

(二) 物品等の特質等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 使用期間

平成二十五年一月一日から平成二十九年十二月三十一日までの間

(四) 使用場所

山口県警察本部警務部情報管理課及び山口県総合交通センター

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七條の四第一項に規定する者でないこと。

(二) 地方自治法施行令第百六十七條の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並

びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成二十三年山口県告示第二百七十一号)又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示(平成二十四年山口県告示第四十四号)に基づき資格審査において、パソコン・ネットワーク機器類について物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ、借入れ及び売払いの特Aの等級に格付されている者であること。

(四) 平成二十四年六月十九日から同年七月三十一日までの間のいずれの日においても業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

三 契約条項を示す場所

山口市滝町一番一号 山口県警察本部警務部会計課

四 入札説明書及び仕様書の交付

山口県警察本部警務部情報管理課において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県警察本部警務部情報管理課

(三) 受領期限

平成二十四年七月三十日午後五時十五分(入札書を持参する場合は、平成二十四年七月三十一日午前十時)

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所 山口市滝町一番一号 山口県警察本部入札室

(二) 日時

平成二十四年七月三十一日午前十時

七 入札保証金

免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (一) 入札参加資格のない者がした入札
 (二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自署)のない入札
 (三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札
 九 落札者の決定方法

山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

- (一) 契約担当者 山口県知事 二井 関成
 (二) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
 (三) 契約書の作成の要否 要
 (四) 契約保証金 免除する。
 (五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、山口県会計管理局物品管理課に申請書を提出すること。
 (六) 詳細については、山口県警察本部警務部情報管理課(電話〇八三一九三三〇一
 一〇)に問い合わせる。

十一 Summary

- (1) Division in charge of contract: Finance Division, Police Administrations Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters
 (2) Nature and quantity of the products to be leased: A Set of wide use computer system
 (3) Use term: From January 1, 2013 to December 31, 2017
 (4) Use place: Information Management Division, Police Administrations Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters and Yamaguchi Prefectural General Traffic Center
 (5) Division in charge of procurement and Contact point for the notice: Information Management Division, Police Administrations Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters 1-1 Takimachi, Yamaguchi City (Tel. 083-933-0110)
 (6) Time-limit for tender: 5:15 P.M., July 30, 2012 (In case of bringing a tender: 10:00 A.M., July 31, 2012)